

「知財総合支援窓口イントラネットシステム」の設計・構築及び運用・保守業務 一式の意見招請に対する意見の回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
例	(調達仕様書(案)、別添資料○等を記載)	(該当頁記載)	(該当する章、項を記載(例:4(1) 実施計画書等の作成))	(ポイントを明確にして意見概要を記載)	(意見の提出理由を記載)	(補足資料がある場合は、資料名、該当頁等を記載)		
1	調達仕様書(案)	5	(6) 契約期間等	本システムの稼働遅延等で現行システムの稼働期間が延長された場合は、応札ベンダが費用負担するものと考えておりますが、認識に齟齬ないでしょうか。	本システムの稼働遅延時の対応について明確にするため提出させていただきます。		無	受注者責による本システム稼働遅延により、現行システムが延長する必要が生じた場合においては、認識に相違ありません。
2	調達仕様書(案)	6	4(2) 設計 イ	以下の要件にある「詳細設計書」は、ソフトウェアの設定値を記載したパラメータシートを想定しておりますが、認識相違ございませんでしょうか。 「イ 請負業者は、「別紙1 要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、基本設計書及び詳細設計書を作成」	ドキュメント記載内容の確認のため。		無	詳細設計書においては、通常想定されるパラメータシート等を想定します。またアプリケーションにおいても必要と考えられるものがある場合は対象とします。(概要設計以外で、実装のために必要と考えられるもの)
3	調達仕様書(案)	7	4(4)イ(ウ) 脆弱性検査	以下の要件にある「アプリケーション診断及びWEB アプリケーション診断」は、アプリ画面のみが対象でしょうか。OS・ミドルウェアへのプラットフォーム診断は対象外でしょうか。 「構築する情報システムに対するアプリケーション診断及びWEB アプリケーション診断を実施し、INPIT に報告すること。脆弱性検査は、請負業者の他部署や第三者機関が同様の検査を実施し、その結果を報告することも可とする。」	脆弱性検査内容の確認のため。		有	プラットフォーム診断を対象とするため、仕様書を修正します。
4	調達仕様書(案)	8	4(6) 移行 オ	以下の要件について、本システムはVPNを用いた暗号化通信で接続するため、サーバ証明書を用いた本システムへの接続は必須ではない認識で宜しいでしょうか。 「サーバ証明書が必要な場合は、企業認証以上で請負業者が契約期間分準備すること。」	要件の確認のため。		有	必要な場合と記載されているとおり、VPNで通信が暗号化されている場合、https化は必須ではありません。現行URLの引継についてhttps部分は含まないよう、記載されている仕様書P8 4 作業の実施内容(6)オを修正します。
5	調達仕様書(案)	8	(8)教育	教育において、オンライン研修の実施場所及び研修用機器は貴館にて、準備される想定でよろしいでしょうか。	作業場所の確保等の見積範囲明確化のため提出させていただきます。		無	質問の通りです。
6	調達仕様書(案)	8	(9)運用	ウに記載がありますが、平日の定義を明確にさせていただきたく例えば平日(年末年始を除く)など、記載いただくことは可能でしょうか。	例えば12/30が平日の場合、サービスレベルの日数に差が発生いたします。作業日数の計上に影響いたしますので、貴館の営業日を対象とするなど、ご検討をお願いします。		有	平日は、行政機関の休日(土日祝及び年末年始(12/29~1/3))を除いた日となります。意見を採用し、仕様書1(4)に記載します。
7	調達仕様書(案)	11	5(1) 図表 7 提出物	以下のテスト計画書の了承期限について、「開発・テスト開始前」としておりますが、「テスト開始前」とならないでしょうか。 No.7 テスト計画書 了承期限 開発・テスト開始前	スケジュールの確認のため。		有	意見を採用し、テスト開始前とします。
8	調達仕様書(案)	11~12	5(1) 図表 7 提出物、 図表 8 納入物	運用・保守における提出物及び納入物として「運用報告書」と「作業報告書」の2点がございいますが、これらの違いは何になりますでしょうか。	運用作業の範囲について確認させていただきたいため。		有	誤記となります。図表7 運用・保守 15 運用報告書を削除いたします。
9	調達仕様書(案)	15	6(3)作業場所	「本業務の作業場所は請負業者の責任において用意すること」との記載がありますが、総合テスト等一部作業については貴館での作業を想定しています。問題なければその旨を追記いただきたいです。	作業実施方法を検討する上で、認識齟齬をなくするため。		無	INPITにて本業務作業場所を個別に用意、常駐スペースを用意することはないため、仕様書としては修正ありません。ただしINPITと協議のうえ、INPIT館内で実施することは可能です。
10	調達仕様書(案)	16	図表 1 情報取扱者名簿様式	(※6)記載内容を証明する資料として、本名簿に記載した社員名を記載のうえ、同社に所属していることを明記した書面を添付すること。と記載がありますが、提出する書面に指定はございませんでしょうか。 指定フォーマット等があれば具体的な内容を確認させていただきたいと存じます。	仕様の明確化のため。		無	指定フォーマットはありません。勤務先企業が、情報取扱者の氏名、主たる勤務先の住所、所属部署、役職を証明していれば問題ございません。資料への押印は不要です。勤務先の在職証明書でも問題ございません。
11	調達仕様書(案)	17	9 作業の実施に当たっての遵守事項	「本業務について、適切に実施されなかったことによる損害や不利益が生じた場合は、請負業者がリカバリ・補償・損害賠償を行うこととする。」とありますが、違反時の損害賠償については別途INPIT様との協議の上、補償範囲を決定とさせていただきます。	補償範囲を明確にするため。		無	補償範囲については契約書に基づき決定することとなります。
12	調達仕様書(案)	18 20	9(2)機密保持、資料の取扱い 9(4)法令等の遵守	「INPITにて定めたセキュリティポリシーを遵守すること」との記載がありますが、こちらは請負業者が受注後に提供される「(エ)工業所有権情報・研修館情報セキュリティポリシー」のガイドラインに則り業務を実施するとの認識で相違ないでしょうか。 相違なければその旨を追記いただきたいです。	貴館が定めるセキュリティポリシーを遵守するための方策を受注前に検討する必要があるのか明確にするため。		無	仕様書としては修正ありませんが、認識に相違ありません。必要がありましたら、資料閲覧手続により申請頂ければ閲覧可能です。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
13	調達仕様書(案)	18	9(3)個人情報の取扱い	本業務で利用する個人情報について、請負業者が本システムで取扱いする想定個人情報のようなものがあるか明記いただきたいです。	作業方針を検討する上で、個人情報の内容を把握する必要があります。		無	氏名、メールアドレス、連絡先、勤務先、役職等となります。
14	調達仕様書(案)	20	10 請負業者に求める要件 (1)受注実績	ア 本調達に類似するCRM等の顧客管理にかかる案件・問い合わせ管理システムについて導入実績があること。 「3年以内に3件以上の導入実績があること。」へ修正をお願いします。	直近に複数件の受注実績といった経験があるほうがよいからです。	-	無	競争観点より仕様書記載のままとします。
15	調達仕様書(案)	21	13 その他特記事項	「INPIT から運用・保守業務期間の延長の要請(契約終了予定日の1年程度前までに要請をする)があった場合は、機器、運用・保守作業等について、入札時と同程度の単価・工数規模で延長に応じること。」とありますが、社会情勢等による価格改定があった場合、費用を再見積もりとさせていただきます。	価格改定時の対応を明確にするため。		無	同一製品、同一ソフトウェア、同レベルの技術者による作業の場合、原則として入札時の同程度の条件(単価・割引率)となります。 なお、社会情勢等による著しい価格改定があった場合は、例外として適用されるか協議するものとなります。
16	別紙1 要件定義書(案)	5	1)サービスの利用者数・利用時間等	システムの同時接続数は200人程度を想定する事と記載がありますが、ピークの接続が最大200人程度と考えれば宜しいでしょうか。	サーバスペック等に影響がありますので、明確にするため提出させていただきます。		無	ご認識のとおりです。
17	別紙1 要件定義書(案)	6	2)単位当たりの処理件数	月当たりの処理件数は示されておりますが、繁忙日や時間等の考慮は不要でしょうか。考慮が必要な場合は仕様書にピーク日、ピーク時間の考え方を記載頂けないでしょうか。	サーバスペック等余裕を持った構成にする必要があるか明確にするため提出させていただきます。		無	処理件数については、月末月初、及び日中の時間帯での処理負担がピークとなる見込みです。
18	別紙1 要件定義書(案)	7	4.時期・時間	セキュリティインシデントの発生時は時間外でも緊急対応を実施することと記載があります。時間外は緊急対応のみであり、原因調査は平日日中時間帯との認識でよろしいでしょうか。	時間外における対応作業範囲明確化のため提出させていただきます。		無	ご質問の通りです。
19	別紙1 要件定義書(案)	7	第1章 4.時期・時間	「セキュリティインシデントの発生時は時間外でもID・端末の無効化、サービス停止等の緊急対応を実施すること」とありますが、こちらは平日9時～18時に連絡を受けた後に、時間外での対応を実施する認識で相違ないでしょうか。相違なければその旨を追記いただきたいです。	運用実施体制を明確にするため。		有	緊急対応については時間外での受付、対応となります。要件定義書P7 4を明確化します。
20	別紙1 要件定義書(案)	10	第2章 機能要件の定義	応札ベンダの業務理解度は本システムの稼働に向けて大変重要な要素となります。本システムの提案にあたっては、画面仕様のプロトタイプを提案書に含めるよう指定いただき、業務理解度を評価いただけないでしょうか。	応札ベンダの業務理解度の評価を行っていただく必要があると考えるため提出させていただきます。		無	総合評価にてサンプル画面を用いたプレゼンを実施し、理解度、利便性を評価します。
21	別紙1 要件定義書(案)	10	第2章 機能要件の定義 1. 機能に関する事項	1-1-3 支援内容報告機能 新規登録機能 「入力フォームにプレースホルダー機能を搭載すること」は必須となっておりますが、任意もしくは削除を願えますでしょうか。 以降でも同様に、「支援内容報告シートの表示・修正機能」での「プレーホルダー機能」に関するものは同様の対応をお願いします。	この機能は、ユーザの入力補助機能であること、またアクセシビリティの観点から、必須ではなく任意もしくは削除としていただきたいです。	-	有	意見を採用し、本記載は任意項目とします。
22	別紙1 要件定義書(案)	13	第2章 機能要件の定義 1. 機能に関する事項	2-1-2 認証機能 端末の紛失、ID、パスワードが漏洩した場合でも第三者がログインできないメール等を利用したワンタイムパスワードの仕組みを設けること。 「ワンタイムパスワードの仕組み→多段階認証の仕組み」へ修正をお願いします。	ワンタイムパスワードと手法を限定するのではなく、多段階認証とすることで不正アクセスによるリスクの低減が期待できるためです。	-	有	メールの利用に限らず提案可能です。 メールアドレス、ワンタイムの方式に限定しないため、「等の仕組み」を追記します。
23	別紙1 要件定義書(案)	13	第2章 1 図表2-1 機能要件一覧 2-1-2	以下の要件について、「2-1-1 以外」と記載されておりますが、「2-1-2以外」の誤記でしょうか。 「2-1-1 以外に、正当なユーザ以外がログインできない仕組みがあれば提案すること。」	文言の確認のため。		有	誤記となります。修正致します。
24	別紙1 要件定義書(案)	13	第2章 1 図表2-1 機能要件一覧 2-1-2	以下の要件について、「入力フォームの背景として、既存の帳票等の画像を取り込むことができること。」と追記いただくことをご提案します。 「アプリケーションシステム管理者による項目の新規追加、既存項目の変更、選択肢の追加、検索対象項目の追加がアプリケーション改修無しでできるセルフカスタマイズ機能を有すること。」	利便性向上のため。		無	仕様書は修正なしとします。 2-1-3セルフカスタマイズで有用な特徴として提案頂ければ、有用と判断された場合は加点要素となります。
25	別紙1 要件定義書(案)	13	第2章 1 図表2-1 機能要件一覧 2-1-3	以下の要件について、「ドラッグアンドドロップで部品を画面に配置する際、グリッドに吸着させることで、位置揃えが容易であること。」と変更頂くことをご提案します。 「アプリケーション ドラッグアンドドロップによる配置」	利便性向上のため。		無	仕様書は修正なしとします。 2-1-3セルフカスタマイズで有用な特徴として提案頂ければ、有用と判断された場合は加点要素となります。
26	別紙1 要件定義書(案)	15~16	図表2-2 画面一覧No.4、6	「CSV出力」ボタンを押すと、「保存確認」ダイアログが表示されること、と記載がありますが、 「CSVダウンロード時」に、「保存確認」ダイアログが表示されるような画面設計でも問題ないでしょうか。	ダイアログの表示について、多様な方式を検討したいため。		無	ご意見の方式でも問題ありません。 要件定義書 P13 2. 画面に関する事項 記載事項となります。 「ただし、「図表2-2 画面一覧」の記載と完全に一致しないが製品・アプリケーションの機能を用いて同等な利用水準での画面操作や画面遷移が実現可能な場合はそれを提案すること」

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
27	別紙1 要件定義書(案)	17	2. 画面に関する事項 図表2-2 画面一覧 No.15	履歴(ログイン,ダウンロード,操作)画面において、操各種履歴を表示できることと記載がありますが、作履歴の画面表示は各操作のレスポンス悪化が懸念されます。一般的なテキストファイルへのログ出力に留めて、必要に応じて保守担当者から提供する形式が望ましいと考えます。	操作履歴をデータベースに記録する必要があるため、個々の操作に負担が生じレスポンス悪化が懸念されます。		無	ご意見の方式でも問題ありません。 要件定義書 P12 図表2-1 機能要件一覧 1-2-2 各種ログ照会機能 記載事項となります。 「上記要件は、問い合わせにより運用にて回答する形でも可とする。」
28	別紙1 要件定義書(案)	20	第3章 2. 1) クライアント環境	クライアント接続環境に特殊な環境条件がある場合は、そのパターンを記載頂けませんか。	クライアント端末環境の確認のため。		無	知財総合支援窓口ごとに調達が実施されるため、クライアント端末環境の特定は記載できません。
29	別紙1 要件定義書(案)	20	第3章 2.1)クライアント環境	「環境に応じたクライアント環境側の設定方法を検討のうえ、窓口側が設定を実施した後に動作検証を行うこと。」とあります。環境の種類数を追記頂きたいです。	作業規模を明確にするため。		無	知財総合支援窓口ごとに調達が実施されるため、クライアント端末環境の特定は記載できません。
30	別紙1 要件定義書(案)	20	1)クライアント環境	クライアント環境の構築において、環境は窓口側で準備されるものと理解しましたが、接続の設定方法等の作業範囲を明確にしておくことは可能でしょうか。窓口側で設定が困難等の場合の対応についてINPIT様と協議を行う旨を記載いただけないでしょうか。弊社の想定では、設定方法手順は受注者で実施しますが、現地での接続サポート等は基本不要と考えておりますがいかがでしょうか。	窓口側で設定が困難等の場合の対応についてINPIT様と協議を行う旨を記載いただけないでしょうか。想定が必要な作業範囲を明確にするため提出させていただきます。		有	作業範囲は、受注者は窓口の接続環境に応じて、イントラ環境接続に必要なクライアントソフトウェア及び設定内容を手順として提供するとともに、窓口側が設定して疎通確認を行った後に、接続確認を実施するものとなります。このため、現地でのサポートは不要となります。 窓口側で設定が困難な場合のサポートについて協議を行い対応する旨を記載致します。
31	別紙1 要件定義書(案)	20	1)クライアント環境	各窓口がOSのメジャーアップデート、バージョンアップを行う場合においては、動作確認を行い、本システムに接続できるようにすることと記載がありますが、窓口の端末は利用者様にて実施していただくものと考えております。端末側の作業について受注者の作業範囲を明示いただくことは可能でしょうか。	請負業者の作業範囲を整理したく、提出させていただきます。		無	受注者は窓口の接続環境に応じて、イントラ環境接続に必要なクライアントソフトウェア及び設定内容を手順として提供するとともに、窓口側が設定して疎通確認を行った後に、接続確認を実施するものとなります。
32	別紙1 要件定義書(案)	20	第3章 2.1)クライアント環境	「各窓口がOSのメジャーアップデート、バージョンアップを行う場合においては、動作確認を行い、本システムに接続できるようにすることとあります。想定される頻度を追記頂きたいです。	作業頻度を明確にするため。		無	実数を想定することは困難です。頻度としては、契約期間範囲内にWindows10のサポート期限が終了し、11にバージョンアップされるため、当該年において発生が考えられます。
33	別紙1 要件定義書(案)	20	第3章 2.1)クライアント環境	「VPNのインストール作業を支援すること」との記載がありますが、本支援は本部以外の各利用拠点(関西、特許庁庁舎、その他地方拠点)での現地支援を想定されておりますでしょうか。想定されているのであればその旨を追記いただきたいと思います。	作業内容を検討する上で、作業範囲・作業場所を明確にするため。		無	現地支援は想定していません。 設定手順作成、(必要な場合)クライアントソフトウェアの提供、接続検証時の問合せを想定します。
34	別紙1 要件定義書(案)	21	第3章 2.1)クライアント環境	「各窓口がOSのメジャーアップデート、バージョンアップを行う場合においては、動作確認を行い、本システムに接続できるようにすること」との記載がありますが、本作業は本部以外の各利用拠点(関西、特許庁庁舎、その他地方拠点)での現地作業を想定されておりますでしょうか。また、予備機についてはWindows11へのアップデートを請負業者が実施する旨が記載されていますが、予備機を本部以外の各利用拠点で利用していた場合、現地での作業が必要となりますでしょうか。必要であればその旨を追記いただきたいと思います。	作業内容を検討する上で、作業範囲・作業場所を明確にするため。		無	現地支援は想定していません。 設定手順作成、(必要な場合)クライアントソフトウェアの提供、接続検証時の問合せを想定します。 予備機についても同様です。
35	別紙1 要件定義書(案)	21	第3章 2. 1) クライアント環境	以下の要件について、モバイルルータの台数は1台で宜しいでしょうか。(予備PC台数が20台であるため、PC台数分の20台ではないかのご確認) 「【モバイルルータ】 1台(通信量は最大月7GB程度)」	要件の確認のため。		無	組織内、在宅においては事業者内・職員の既設インターネット回線を利用する想定のため、1台で問題ありません。
36	別紙1 要件定義書(案)	21	第3章 非機能要件の定義 2. システム方式に関する事項	本業務の構築・運用期間中にユーザ数が増加する等の理由により、ライセンス数や予備機数を増加させる必要がある場合、INPITと協議のうえ変更契約で対応する。この際、同一製品・サービスについては原則として入札時の単価以下で提供すること。 「入札時の単価以下で提供すること」と記載がございますが、削除をお願いします。	メーカーによっては価格の変動があるためです。	-	無	同一製品、同一ソフトウェア、同レベルの技術者による作業の場合、原則として入札時の同程度の条件(単価・割引率)となります。 なお、社会情勢等による著しい価格改定があった場合は、例外として適用されるか協議するものとなります。
37	別紙1 要件定義書(案)	21	第3章 2.1)クライアント環境	「予備機として本調達内でクライアントPCを20台用意すること」とあります。世界的な半導体不足により、調達に遅延が生じる可能性があります。遅延が生じた場合は、協議に応じる旨を追記いただきたいと思います。	現時点での遅延が予想されるため。		無	仕様書は修正なしとします。 一時的に代替機の提供等により稼働に影響を及ぼさない範囲において協議は可能です。
38	別紙1 要件定義書(案)	21	第3章 非機能要件の定義 2. システム方式に関する事項	2) VPN 業務環境には各窓口が用意するインターネット回線を利用し、VPNを用いて接続する 「VPN→閉域網 を用いて」 へ修正をお願いします。	VPNに限らず、高いセキュリティを確保できる閉域網とすることで不正アクセス等のリスクを抑えることが可能であるため。	-	無	利活用の観点より仕様書記載のままとします。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
39	別紙1 要件定義書(案)	22	第3章 2. 2) ③「VPN」網とDC間の回線速度	以下の要件について、「100Mbps帯域確保以上または1Gbpsのベストエフォート回線以上とすること。」へ変更をご推奨いたします。 「100Mbps のベストエフォート回線以上とすること。」	昨今ベストエフォート回線での輻輳により業務利用に耐えられない通信速度となってしまうケースが発生しております。業務の安定性を考慮し、より品質の高い回線利用を推奨いたします。		有	現行の利用率を考慮し、必須要件としては仕様書のままとしますが、任意要件として帯域保証、もしくは必須以上の回線速度を記載します。
40	別紙1 要件定義書(案)	22	第3章 非機能要件の定義 2. システム方式に関する事項	3) CRM パッケージ ただしクラウドのWeb サービスではなく、オンプレミス上に構築すること。 「クラウドのWeb サービスではなく、オンプレミス上→オンプレミスもしくはISMAP登録済みであるクラウド」 へ修正をお願いします。	オンプレミスだけではなく、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスも可能とすることで、構築費用の低減、またCRMパッケージの選択肢をひろげるためです。	-	無	クラウド上で機密性3を保存するためには、ISMAP適用だけでは足りないため、オンプレミス環境とします。
41	別紙1 要件定義書(案)	22	4)サーバ環境	サーバ環境について、クラウドでも可能なのでしょうか。必要とするサーバ条件を記載頂けないでしょうか。	CRMパッケージについてはオンプレミスと記載があるが、クラウドのハイブリットでも可能なような仕様にも見え、ハード費用に係わる事項であると考えております。明確にするため提出させていただきます。		有	窓口インフラ環境としてサーバはオンプレミスとします。必要サーバはパッケージ製品や構成によりご提案ください。サーバについてオンプレミスである旨を明記します。
42	別紙1 要件定義書(案)	22	5)検証環境	検証環境については用意することを求めないとされていますが、リリース前の動作確認はシステムの安定稼働のためには必要作業と思われる。検証環境の準備を各ベンダー任せにすると環境が不明確であり、品質が担保できないリスクも考えられるため、検証環境の用意を任意要件として条件に入れるなどご検討いただいた方が良く考えます。	検証環境の必要性があるため提出させていただきます。		有	意見を採用し、検証環境の設置を任意要件とします。
43	別紙1 要件定義書(案)	22	第3章 2.5)検証環境	「検証環境については本番環境と別に用意することは求めないものとする。」とあります。セルフカスタマイズ機能にて比較的大規模な修正を行う場合は、直接本番環境で修正を行うと不具合が生じる可能性があります。データベースへの項目追加を伴うような修正は、プレビュー機能による事前確認の仕組みを設けることは困難だと推測されます。以上により、検証環境の用意も調達範囲とするように、変更いただきたいです。	運用時のインシデント発生を未然に防止するため。		有	意見を一部採用し、検証環境の設置を任意要件とします。
44	別紙1 要件定義書(案)	23	第3章 3. 1) 図表3-3 データ量	No.7 各種情報登録機能用領域について、必要容量300GBは、令和9年3月31日時点の必要容量でしょうか。 2021年9月時点の必要容量の場合は、1年での増加件数、増加量を記載いただけないでしょうか。	ディスクサイジングのため。+B22:F23I36E22:FE22:F23		無	各種情報登録機能用領域の必要容量300GBは、本調達時に必要となる容量です。
45	別紙1 要件定義書(案)	24	第3章 3. 1) 図表3-3 データ量	利用者数(ユーザ)841件について、第1章3. 1) 図表 1-3-1の利用者人数は合計400人ですが、何を指しますでしょうか。	ライセンス、性能の確認のため。		無	利用者数(ユーザ)については、現行システムへのログイン後使用していないデータがアカウントとして残っているため記載の件数となっています。本調達でのアカウント数は第1章3. 1) 図表 1-3-1に記載の利用者人数の合計400人となります。
46	別紙1 要件定義書(案)	24	第3章 4 1) 応答時間	以下の要件について、月1回の測定では測定結果の平均値を出すことができないと考えます。よって、週に1回確認して月1回平均値をご報告するか、月に1回確認する際に、複数回確認してその平均値を出す方法が考えられますが、御検討いただけますでしょうか。 「月1回、報告シートの参照画面について測定を行い、測定結果の平均値を運用状況報告にて報告すること。」	運用作業について詳細が不明のため。		有	月1回、複数回測定するものとし、意見を採用します。
47	別紙1 要件定義書(案)	25	第3章 5. 1) ② 可用性に係る対策	以下の要件について、一般的に仮想サーバのHAでは仮想サーバ自体は1分程度で切り替わり起動しますが、上位アプリケーションの起動完了までは、アプリケーションにより、数分程度はかかる想定です。アプリケーションの起動時間について数分程度は許容する等の要件の緩和はできませんでしょうか。 「HA 機能利用時等における1分程度の一時的な停止は許容する。」	要件の確認のため。		有	数分程度を可とするよう、意見を採用します。
48	別紙1 要件定義書(案)	27	10. 情報セキュリティに関する事項 侵害対策 通信回線対策 VPN	VPNによる窓口インフラ環境接続時は、許可した接続先とのインターネット通信以外は接続できないようにすること。(許可した接続先とは通信できること)と記載がありますが、以下の内容に変更可能でしょうか。 ↓ VPNによる窓口インフラ環境接続時は、許可した接続先とのインターネット通信以外は接続できないようにIPアドレス等でフィルタリングできるようにすること。(許可した接続先とは通信できること)	仕様の認識祖語がないように、内容詳細を指定したため。		有	IPアドレスのフィルタリング等を例示として記載します。
49	別紙1 要件定義書(案)	27	第3章 10. 図表3-6 情報セキュリティ対策要件一覧	以下の要件について、最新のパッチを適用することで他の影響が出る可能性もあるため、影響も踏まえて適用するかどうかを貴館と請負業者で協議した上で適用する、という認識でよろしいでしょうか。 「運用時の脆弱性対策 管理対象となるソフトウェア及びハードウェアについて、脆弱性情報を適宜入手し、影響範囲を分析したうえで、最新のパッチを適用する。」	運用作業について詳細が不明のため。		有	意見の認識で問題ありません。仕様書を明確化するため修正いたします。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
50	別紙1 要件定義書(案)	28	第3章 10. 図表3-6 情報セキュリティ対策要件一覧	以下の要件にある、「どこで接続したか」は接続元IPアドレスを収集することで宜しいでしょうか。 「アクセスログの収集 接続単位でログを収集し、誰がいつどこで接続したかを確認できるようにする。取得項目はIP、端末、時間等を想定する。」	要件を明確にするため。 一般的にIPアドレスでは厳密な接続場所を特定することは困難であるため確認させていただいております。		無	意見の通り、IPアドレスで問題ありません。
51	別紙1 要件定義書(案)	28~29	第3章 10. 図表3-6 情報セキュリティ対策要件一覧	「登録したメールアドレスへのワンタイムパスワード発行」とありますが、P.13では「メール等を利用したワンタイムパスワードの仕組みを設けること」とされています。 ワンタイムパスワードの発行は、メールの利用に限らず提案可能という理解で正しいでしょうか。 「主体認証 ・登録したメールアドレスへのワンタイムパスワード発行により、端末を紛失し、ID、パスワードが漏洩した場合でもアクセスできない仕組みとすること(多要素認証)」	要件の確認。		有	メールの利用に限らず提案可能です。 メールアドレス、ワンタイムの方式に限定しないため、「等の仕組み」を追記します。
52	別紙1 要件定義書(案)	29	10. 情報セキュリティに関する事項 アクセス・利用制限・データ保護 主体認証	・登録したメールアドレスへのワンタイムパスワード発行により、端末を紛失し、ID、パスワードが漏洩した場合でもアクセスできない仕組みとすること(多要素認証) との記載がありますが、以下の内容に変更可能でしょうか。 ↓ ワンタイムパスワードにより端末を紛失し、ID、パスワードが漏洩した場合でもアクセスできない仕組みとすること(多要素認証)	ワンタイムパスワード発行について、登録したメールアドレスへの限定ではなく、多様な方式を検討したいため、提出させていただきます。		有	メールの利用に限らず提案可能です。 メールアドレス、ワンタイムの方式に限定しないため、「等の仕組み」を追記します。
53	別紙1 要件定義書(案)	29	第3章 10. 図表3-6 情報セキュリティ対策要件一覧	以下の要件について、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和3年度版)」の【基本対策事項】の内容を想定されていることで宜しいでしょうか。 「管理者権限の保護 政府統一基準6.1.3(1)-1に記載の内容を想定する。」	対象の記載箇所が不明確のため。		有	ご意見の通り 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和3年度版)」 ○政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和3年度版) 【基本対策事項】6.1.3(1)-1に記載された対策を例とする対策となります。 仕様書を修正し明確化します。
54	別紙1 要件定義書(案)	29	第3章 10. 図表3-6 情報セキュリティ対策要件一覧	以下の要件について、製品選定の幅を広げるために「保護対象となるパスワード情報を暗号化する機能を有すること。」と変更頂けますでしょうか。 「保存情報の機密性確保 機密情報については保存された情報を暗号化する機能を有すること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。(実現方法の例:保護対象となるDB データ(パスワード)の暗号化)」	業務画面についてパッケージ製品を用いて実現することから、暗号化の範囲、暗号アルゴリズムは製品の仕様依存するため。 また、パッケージ製品の暗号アルゴリズムはセキュリティ上の理由より開示されないことがあるため。		有	意見について、暗号アルゴリズムがパッケージ製品等の理由により開示されない場合、暗号化のみで可といたします。
55	別紙1 要件定義書(案)	31	第3章 11. 1)② (イ) 構成に係る要件	以下の要件について、基本設計時点の最新バージョンを利用するという理解で正しいでしょうか。 「導入するソフトウェアは、原則として最新バージョンを利用すること。」	要件の確認のため。		有	基本設計時点で問題ありません。仕様書に明記いたします。
56	別紙1 要件定義書(案)	31	3) 施設・設備要件	施設については要件定義書に基づいて対応することを前提にすれば、セキュリティを確保した弊社海外拠点からセキュアなネットワーク接続を行い作業実施することについては特に制限ないものと理解いたしました。認識に誤りがないかご確認をお願いいたします。	海外に在席する要員での作業に特に制限はないことの確認のために提出させていただくものです。		無	認識に相違ありません。
57	別紙1 要件定義書(案)	35	第3章 15.教育に関する事項	研修会の実施について、1回の研修で凡そ何名程度が受講する想定でしょうか。 また、教材は利用者マニュアルとありますが、管理者マニュアルを説明するための研修は不要の認識でよいでしょうか。 研修詳細の想定を明記いただきたいです。	研修実施方針を検討する上で、研修規模・研修内容を明確にするため。		無	1回の研修で100名程度の受講を予定しています。 研修は仕様書に記載のとおり5回程度を想定しており、そのうち1回を管理者向けの研修として予定しています。
58	別紙1 要件定義書(案)	36	第3章 16. 運用に関する事項	以下の要件について、月1回程度を超えた場合も対応は必要との認識であっておりますでしょうか。 なお、現行運用のインシデント件数はインフラ部分だけで平均約5件/月となっており、想定よりも多いインシデントが発生するものと想定しております。 「問い合わせ対応、インシデント対応は平均して月1回程度を想定するため、追加で工数が必要と想定する場合は見積りに加算すること。」	運用工数と費用の見積適正化に必要であるため。		無	現行インフラ部分における問い合わせは端末・専用ルータを含みますが、今回の調達範囲においては当該部分を含みません。 このため「本調達範囲に関する」として、現行問い合わせから端末・専用ルータに関する問い合わせを除外したものの実績が月1件程度となります。 ただし、月1回程度は目安となるため、超過した場合も対応は必要となります。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
59	別紙1 要件定義書(案)	36	第3章 16. 図表3-12 運用に関する事項	以下の要件について、「第3章 17.保守に関する事項」には、パッチ適用やファームウェアについての記載はあるものの、「IPS、IDS の設定等、導入するミドルウェアに関する内容や保守運用における請負業者の要員が異動する等の場合のサーバやDBMS の管理者ID の変更」については記載が無い認識です。どちらが正しい運用項目になりますでしょうか。 「情報システムの設定変更 本書「第3章17.保守に関する事項」に定める内容及び監視項目ごとに事前に定めた手順に基づき、本システムの設定変更等を行う。パッチ適用、ファームウェア、IPS、IDS の設定等、導入するミドルウェアに関する内容や保守運用における請負業者の要員が異動する等の場合のサーバやDBMS の管理者ID の変更などを想定する。」	運用工数と費用の見積適正化に必要であるため。		有	サーバ等のID管理につきましては、運用作業と整理するため、図表3-12 運用に関する事項記載となります。このため、「第3章17.保守に関する事項」に定める内容及び監視項目ごとに「部分が誤記となります。」
60	別紙1 要件定義書(案)	37	第3章 16. 図表3-12 運用に関する事項	以下の要件について、現行運用の問い合わせ件数は、インフラ部分について、記載されている期間で178件の認識です。差異の理由についてご提示いただけますでしょうか。 「問合せ対応(管理者) 現行の本調達範囲に関する問い合わせ及びインシデントの件数は平均して月1回以下となる。 インフラ: 23 件(2019/1~2021/10) アプリ: 6 件(2021/4~2021/10)」	運用工数と費用の見積適正化に必要であるため。		無	現行インフラ部分における問い合わせは端末・専用ルータを含みますが、今回の調達範囲においては当該部分を含みません。このため「本調達範囲に関する」として、現行問い合わせから端末・専用ルータに関する問い合わせを除外したものといたします。
61	別紙1 要件定義書(案)	37	第3章 16. 図表3-12 運用に関する事項	運用状況報告について「月1回、メール等にて報告すること。」と記載されておりますが、調達仕様書(案)「4 作業の実施内容 (9) 運用 ケ」の「月次で作業報告書」での報告を指しておりますでしょうか。その場合、記載すべき内容として (ア) 当月障害の発生状況 (イ) メンテナンス作業の当月実施結果と来月予定 (ウ) サービスレベルの達成状況 とされおり、以下の要件と差異がある認識です。どちらが正しい内容かご提示いただけますでしょうか。 「運用状況報告 ・稼働率(SLA 対象となる前月のサービス稼働率) ・問い合わせ・インシデント管理表 ・パッチ適用等システム作業(対象サーバ・適用パッチ) ・セキュリティ対策状況(システム管理者ユーザの割当・システム作業等の記録)」	運用作業の範囲について確認させていただきたいため。		有	図表3-12に示す運用状況報告は、調達仕様書(案)「4 作業の実施内容(9) 運用ケ」に示す「月次の作業報告書」と同一です。誤記のため修正いたします。 (ア) 当月障害の発生状況 (イ) メンテナンス作業の当月実施結果と来月予定 (ウ) サービスレベルの達成状況 が正当となります。
62	別紙1 要件定義書(案)	37	第3章 16. 図表3-12 運用に関する事項	以下の要件について、削除対象となるデータについてご提示いただけますでしょうか。 「データの削除 保存年数を経過したデータを削除する(年1回) システムの機能で自動削除することも可とする。」	運用作業の範囲について確認させていただきたいため。		無	13. 移行に関する事項 図表3-8 移行対象データ一覧 1~4のシートについて、相談日の項目が保存年数を超過したデータが対象となります。 保存年数は10年間となります。
63	別紙1 要件定義書(案)	37	16.運用に関する事項	ユーザサポート業務の「データの削除」について、保存年数とはどこを参照すればよろしいでしょうか。保存年数に関する記載を明確にさせていただくことは可能でしょうか。	ハード費用、運用にかかわる内容を明確化するため提出させていただきます。		無	13. 移行に関する事項 図表3-8 移行対象データ一覧 1~4のシートについて、相談日の項目が保存年数を超過したデータが対象となります。 保存年数は10年間となります。
64	別紙1 要件定義書(案)	37	第3章 16.運用に関する事項	「図表3-12 運用に関する事項」の定常時対応として問合せ対応がありますが、こちらの受付時間は業務時間と同じ平日9時~18時との認識で相違ないでしょうか。相違なければその旨を追記いただきたいです。	運用実施方針を検討する上で、運用内容を明確にするため。		無	要件定義書P7 4. 時期・時間 後段落に記載しています。
65	別紙1 要件定義書(案)	38	第3章 17 図表3-13 保守に関する事項	以下の要件について、サポート期限が切れる、セキュリティ上で影響があるなど、運用を行う上で必要な場合にアップデートを行う認識でよろしいでしょうか。 「ファームウェア等保守 ファームウェアなどの組込みソフトウェアの設定変更やアップデートを行うこと。」	運用作業の範囲について確認させていただきたいため。		無	ご意見の通りとなります。
66	別紙1 要件定義書(案)	38	第3章 17 図表3-13 保守に関する事項	以下の要件について、提供だけではなく、配布と適用まで実施する認識でよろしいでしょうか。 「ソフトウェア製品のアップデートファイル(セキュリティパッチ等)の提供 アップデートファイル(既知の問題への対応パッチ、セキュリティパッチ等)を提供するこ	運用作業の範囲について確認させていただきたいため。		無	システムに対する提供となるため、配布・適用を含みます。